

目 次

保 育 園 概 要 ・ ・ ・ ・ ・	1
保 育 園 の 1 日 ・ ・ ・ ・ ・	7
年 間 行 事 予 定 ・ ・ ・ ・ ・	8
感 染 症 対 応 マ ニ ュ ア ル ・ ・ ・ ・ ・	9
イ ン フ ル エ ン ザ 罹 患 証 明 書 ・ ・ ・ ・	10
登 園 許 可 書 ・ ・ ・ ・ ・	11
登 園 届 ・ ・ ・ ・ ・	12
症 状 で の 登 園 判 断 の め や す ・ ・	13
く す り に つ い て ・ ・ ・ ・ ・	14
病 児 ・ 病 後 児 保 育 ・ ・ ・ ・ ・	15
ス ポ ー ツ 振 興 セ ン タ ー ・ ・ ・ ・	16

児 童 憲 章

児童は人として尊ばれる

児童は社会の一員として重んぜられる

児童はよい環境の中で育てられる

*保育理念

保育を必要とする児童の養護・教育を行い、社会生活を営むための人格形成を図る。

*保育目標

『みほとけ様の子どもとして命の大切さに気付き、菜園活動をとおり心もからだもいきいきと思いあう子ども』

- ・みほとけ様に見守られ、やさしい心の子ども
- ・よく考えて自分の意見を言い、友だちの考えも聴ける子ども
- ・様々な体験をとおして、見通しをもって何にでも挑戦する子ども
- ・思いやりや優しい気持ちをもち、感性豊かな子ども
- ・健康で安全な生活ができ、何でもよく食べ元気いっぱいの子ども

*保育方針

- ・まことの保育を基礎として、みほとけ様の子どもを育てる。
- ・十分に養護の行き届いた環境のもとで、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- ・健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基盤を養う。
- ・人との関わりのなかで、愛情と信頼感を持ち、自分も人も大切にする心を育て、自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
- ・自然や菜園活動をとおして興味や関心を育て、それらの体験から発見、気づき、考える力を培う。
- ・生活のなかで、話す、聞く、相手を理解する態度や豊かな言葉を養う。
- ・様々な体験をとおして、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う。

* 保育園の特色

- お仏参をとおして手を合わせることを身につけ、みほとけ様のお話を聴く。
- 畑作りをとおして、四季折々の野菜を育て、収穫したものを給食で食べたり、自分たちでクッキングしたりして食物の循環を体験する。
- 毎日の絵本の読み聞かせをとおして、想像力や集中力を育む保育をする。
- 栄養バランスを考え、子どもに応じた毎日の給食やおやつを実施し、健康な体づくりをめざし、好き嫌いのない食事ができるようにする。
- 異年齢の子どもたちと触れ合って遊び、つながりを深めながら、共に育つように保育する。
- 友だちとの様々なかかわりを通して、相手の気持ちに気づき、思い合う心を育てる環境づくりを大切にする。
- 子どもも大人も感動を味わえる対話を心がける。
- 絵本の貸し出しをとおして、絵本に興味や関心を深め、親子のふれあいの一助としていく。

保育園の生活

- 朝夕にみほとけ様に手を合わせ、ご挨拶をします。
- 保育園は、児童福祉法に基づき保育が必要な児童を保育することを目的とする児童福祉施設です。
- 保育園の保育内容は、乳幼児期の人間形成を主体とした生活と遊びを中心に保育を行っています。
- 保護者に安心して働いていただくために「生活の場」を整え、楽しく過ごせるようにしています。
- 保育の専門性を生かした育児相談も行っています。

〈開園時間〉

午前7時00分～午後7時00分

乳児・・・0歳～2歳児クラス
幼児・・・年少～年長クラス

〈休園日〉

日曜日、国民の祝日、休日、年末年始（12月29日～1月3日）

※台風や大雨等の警報発令時や災害時には、子どもの安全のために休園や早めの降園をお願いすることがあります。

〈給食〉

喫食時間	乳児	幼児
9時20分	牛乳	お茶
11時～12時	完全給食	
15時	牛乳・おやつ	

- ・給食献立表は毎月配布します。
- ・除去食については、アレルギー検査の結果と、医師の指示書が必要です。

〈保健衛生について〉

- ・内科健診、歯科健診を年2回、保育園で行います。当日欠席された場合は後日、各自で嘱託医院に行き、健診を受けてください。
- ・毎月、身長と体重を測定し記録します。

午睡について

乳児	年少	年中・年長
年間	4月～3月中旬	プール期間中

- ・掛け布団はカバーをかけてください。（季節にあわせて掛け布団は調節してください）
- ・月に2回（第2と第4週末）布団を持ち帰ります。（7月～9月は毎週末）
- ・布団は日光にあて、シーツは洗って清潔にしてください。
- ・布団袋も含めて一式、見えやすい場所にひらがなで名前を書いてください。

家庭で準備する物

○→必要 ×→不要 △→自由 ●→年度途中から必要 □→プール期間中必要

	0歳	1歳	2歳	年少	年中	年長
通園カバン	○	○	○	○	○	○
箸・箸箱・スプーン	×	×	×	○	○	○
水筒（中身はお茶）	×	×	×	△	△	△
着替え一式3セット	○	○	○	○	○	○
ナイロン袋1束	○	○	○	○	○	○
シューズ・シューズ袋	×	×	●	○	○	○
コップ・巾着袋	×	×	×	○	○	○
歯ブラシ	×	×	×	●	○	○
布団（枕不要）・布団袋	○	○	○	○	□	□
エプロン3枚	○	○	○	×	×	×
おしぼり3枚	○	○	○	×	×	×

- ・全ての持ち物に、ひらがなで名前を書いてください。
- ・持ち物にキーホルダー等をつけないでください。
- ・令和4年5月より、保育園で使用するおむつとおしりふきは園から無償で提供しています。
- ・令和4年7月より、幼児の主食も園から提供しています。

服装について

	乳児	幼児
上	活動しやすいもの	活動しやすいもの
下	活動しやすいもの	体操ズボン（園指定のもの）

- ・園指定の制服，体操ズボン，カラー帽子にワッペン等で装飾をしないでください。
- ・事故防止のため，フード付きの服の着用はできるだけひかえてください。
- ・つぎの行事の際は，制服と体操半ズボンを着用してください。（幼児）
【入園・進級式，運動会，親子遠足，発表会，お茶会，卒園式】
体操半ズボンの下にタイツ等の着用は可能です。

慣らし保育について

当園では新入園の児童に対し，集団生活に慣れるために，慣らし保育を実施しています。基本的につぎの期間・時間帯で実施しますが，児童の様子を見ながら調整する場合があります。

- ・入園初日 ～ 3日目：10時30分頃降園（おやつ後）
- ・入園4日目 ～ 1週間：11時30分頃降園（給食後）
- ・入園1週間 ～ 2週間：15時30分頃降園（おやつ後）

※お仕事等でやむを得ない場合を除き，土曜日の慣らし保育は行っていません。

保護者の方へお願い

- ・登降園の送迎は，ご家庭の方が責任をもって行ってください。
代理の方に依頼される場合は，事前にその都度連絡してください。
事前の連絡なく代理の方がお迎えに来られた場合，お子さんはお渡しできません。
- ・登降園の際，必ず1階保育室前から送迎をお願いします。園舎正面の来客・職員用玄関は通らないでください。
- ・病気，私用等で休む場合や，9時30分を過ぎて登園する場合は，その都度9時30分までにお知らせください。（給食準備の為）
- ・体調の優れないときや，朝の時点で37.6度以上の熱がある場合は，ご家庭でゆっくり休ませてください。やむを得ない事情により家庭での保育が困難な場合，別紙，呉市病児・病後児保育の利用をご検討ください。前夜熱があったり下痢をしたり，その他変わった様子があった場合は必ず連絡してください。また，保育中に概ね38度以上発熱した時は，ご連絡させていただきます。

- 伝染病にかかった場合は、医師の指示にしたがってください。登園する場合は、「登園許可書」または「登園届」が必要です。1枚ずつ本書に綴じていますので、保管しておいて必要な時に使用してください。
原保育園のホームページからダウンロードもできます。

保育料納入について（乳児）【呉市徴収】

口座振替の方は、毎月27日が振替日になっています。（その日が土日祝日の場合は翌営業日）長期欠席の場合も席があれば納入していただくことになっています。

保育に係る費用について【保育園徴収】

以下のものは全て自動払込み（ゆうちょ銀行）での徴収になります

種 別		対象者	金 額	請求月 ※1
給食費	主食	幼児	500 円／月	毎月
	副食	幼児 ※2	4,500 円／月	
購読絵本代		幼児	420 円／月	毎月
保険料 （スポーツ振興センター）		全園児	240 円／年	4 月 又は入園月
延長保育利用料		利用者	100 円／30 分	毎月
用品 （帽子、体操ズボンなど）		購入者	用品による	購入月

※1 請求月の翌月払い

※2 低所得世帯は免除

- 払込日：毎月 10 日（再払込日 20 日）土日祝日の場合は翌営業日
- 自動払込手数料：無料
- 請求金額は毎月、月初めに確定します。確定しましたら、保護者アプリからお知らせします。請求金額をゆうちょ銀行口座にご用意ください。残高不足により引き落としができなかった場合、同月 20 日に再度引き落としを行います。

給食費 1人 5,000 円／月（主食 500 円＋副食 4,500 円）

- ・低所得世帯は副食費の徴収が免除になります。
- ・土曜日にお休みした場合に限り減額します。（主食 20 円，副食 180 円）
土曜日に登園したが，給食を食べずに帰った場合の減額はありません。
- ・病気や怪我などにより，長期欠席（保育園休園日を含み連続して 8 日以上）した場合，8 日目以降の給食費を減額します。
- ・病気や怪我などにより長期欠席する場合，医師の診断書の提出をお願いする場合があります。

購読絵本 1人 420 円／月

幼児を対象に，絵本の購読をお願いしています。毎月保育園で新しい絵本を購入していただきます。1 ヶ月間保育園で音読や読み聞かせをしたら，毎月 25 日頃にご家庭へ持ち帰ります。

保険料 1人 240 円／年

保育園で乳幼児が負傷した場合，医療費の一部及び見舞金を給付する制度です。給付金は医療費の保護者負担額が，一定の金額を超えた場合に給付されます。（別紙 P16 参照）

延長保育 100 円／30 分

保護者の就労形態，通勤時間や急な用事等で，通常の保育時間までにお迎えができない場合，つぎの時間帯の保育を有料にて行います。

	7:00	8:30		16:30	18:00	19:00
短時間	延長保育		通常保育		延長保育	
標準時間			通常保育			延長保育

- ・延長保育利用料無料対象児童：同一世帯から原保育園を同時に 3 人以上のお子さんが利用している場合の 3 人目以降
- ・利用料金は月末締めです。

育児や保育について

- ・子育てについて，不安やお悩みなどございましたら，いつでもお気軽にご相談ください。

保育園の1日

7:00～	開門	保育士が出勤し、門を開けます。
	順次登園 登園時視診 混合保育	一階の保育室で園児の受け入れを開始します。 ※8時40分～ 幼児は二階の保育室で受け入れをします。 前日の体調、朝の健康状態で気になることがある時は必ず保育士にお知らせください。 <u>薬を持参している時は必ずお申し出ください。</u>
～8:30	延長保育 (短時間保育)	保育短時間認定の児童は 7:00～8:30は延長保育です
9:20～	水分補給	乳児は牛乳やミルク、幼児はお茶を飲みます。 9時30分までには登園してください。また、遅い登園や欠席の連絡も必ず9時30分までにお願いします。
9:40～	朝の集い・体操	
10:00～	クラス別保育	一日の園生活の始まりです。 ☆乳児・・・おやつの後、お友達と楽しく遊びます。 ☆幼児・・・その日の保育内容にそった活動を行います。
11:00 ～ 12:00	給食	乳児は11時からいただきます。 幼児は11時30分からいただきます。 呉市の栄養士によるバランスの良い献立をおいしく調理しています。卒園までに偏食をなくすのが目標です。
13:00～	クラス別保育	乳児、年少・・・お昼寝 年中、年長・・・戸外あそびなど
15:00～	おやつ	手作りおやつもあります。
16:00～	降園時視診 順次降園 全クラス混合保育	一階の保育室や戸外あそびをしながら、保護者の方のお迎えを待ちます。代理の方がお迎えに来られる時は、必ず事前に連絡をしてください。
16:30～	延長保育 (短時間保育)	保育短時間認定の児童は 16:30～19:00は延長保育です
18:00～	延長保育 (標準時間保育)	延長保育になる場合は、17時30分までにはご連絡ください。 子どもが不安にならないように言葉かけをしますので、具体的な迎えの時間をお知らせください。
19:00	閉門	保育士が門を閉めます。

令和 4 年度年間行事予定

	行 事		菜 園 活 動	健 康 管 理
4 月	入園・進級式【2 日（土）】	春の遠足（園児と職員）	土作り	内科健診
5 月	《めばえ》子どもの日の集い	貸出絵本開始 いちごジャム作り	夏野菜の苗植え 玉ねぎの収穫	歯科健診
6 月		お茶のおけいこ（長・中） カレークッキング 交通安全教室	さつま芋の苗植え	歯磨き指導
7 月	夏祭り【9 日（土）19：00～20：00】 個人懇談（長）【25～30】	お祭りごっこ プール開き	夏野菜の収穫	はだし保育 沐浴・シャワー 夏季午睡（長・中）
8 月	《めばえ》保育園の友達と遊ぼう 参観日（2 歳～年長）【8/29～9/2】	平和の集い プール納め	夏野菜の収穫	はだし保育 沐浴・シャワー 夏季午睡（長・中）
9 月		交通安全教室 お茶のおけいこ（長・中） お買い物ごっこ 劇団 YYY 観賞		
10 月	《めばえ》公園で遊ぼう 運動会【8 日（土）】	総合避難訓練	冬野菜の苗植え	内科健診
11 月	親子遠足【12 日（土）】	焼き芋会 お茶のおけいこ（長・中） 感謝の訪問	いもほり 球根植えつけ 玉ねぎの苗植え	歯科健診
12 月	発表会【10 日（土）】	お茶のおけいこ（長・中） クリスマス会 大掃除	冬野菜の収穫	
1 月	お茶会（長・中）【平日午前中】 年長保護者参観可能 （日程は決まり次第お知らせします）		冬野菜の収穫	
2 月	《めばえ》春を呼ぶつどい 個人懇談（長）【6～10】	交通安全教室 宝徳幼稚園交流（長） 総合避難訓練	冬野菜の収穫	
3 月	卒園式【25 日（土）】	思い出遠足（長） お別れパーティー 修了証書授与式	草ぬき	年少午睡終了

【 】で日付を記入している行事は、保護者の方も参加をお願いします。

毎月の行事

- ☆誕生会・・・歌、手品、ゲームなど楽しい催しをします。幼児の弁当はいりません。
- ☆発育測定・・・身長、体重を記録していきます。
- ☆避難訓練・・・災害、火災などを想定し、避難の仕方を身につけます。

※《めばえ》とは、大坪谷児童館で行われている子育て支援サークルです。5 月・8 月・10 月・2 月は、原保育園の子どもたちも一緒にふれあいます。

※栄寿会の方とのふれあいは、夏祭り・焼き芋会に行います。

※予定ですので、変更の際はご了承ください。

感染症対応マニュアル

	病 名	登園可能な症状のめやす
第一種	学校保健安全法施行規則第十八・十九条に準ずる	
第二種	(1) インフルエンザ（季節性）	熱が出て5日経過し、かつ熱が下がった後3日たってから （抗ウイルス剤を使用して早く熱が下がっても同じです）
	(2) 百日咳	咳が止まってから、または5日間の抗生物質による治療が終わってから
	(3) 麻疹（はしか）	熱が下がって3日以上たってから
	(4) 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	ほっぺたの腫れが出た後、最低5日以上たって元気になってから
	(5) 風疹（三日はしか）	全部のブツブツがなくなってから
	(6) 水痘（みずぼうそう）	全部の水ぶくれがかさぶたになってから
	(7) 咽頭結膜炎（プール熱）	目の充血とのどの痛みがなくなって2日以上たってから
	(8) 結核	伝染のおそれがなくなってから
第三種	登園許可書を必要とするもの	
	(1) 溶連菌感染症	抗生物質を飲み始めて1日以上たって、元気になってから
	(2) 腸管出血性大腸菌感染症	症状がなくなってから 特殊な場合は菌が出なくなってから
	(3) 流行性嘔吐下痢症（胃腸炎）	症状がなくなってから
	(4) 流行性角結膜炎	症状がなくなってから
	(5) 異型肺炎（マイコプラズマ肺炎）	症状がなくなって元気になってから
	(6) アデノウイルス咽頭炎	症状がなくなって2日以上たってから
	(7) RSウイルス感染症	症状がなくなって元気になってから
	(8) ヒトメタニューモ感染症	症状がなくなってから
	(9) 帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化してから
	登園届を必要とするもの	
	(1) 手足口病	熱が下がり普段の食事が可能になってから
	(2) ヘルパンギーナ	熱が下がり普段の食事が可能になってから
	登園許可書を必要としないもの	
	(1) 伝染性紅斑（りんご病） (2) 伝染性軟属腫（水いぼ） (3) 伝染性膿痂疹（とびひ） (4) 突発性発疹 (5) アタマジラミ (6) 疥癬	伝染のおそれがなくなってから

インフルエンザ罹患証明書

(保護者記入) 氏名： _____ 年 組 (乳幼児 _____ 歳児) _____

上記患者は、インフルエンザに感染しているものと証明いたします。

医療機関が記入

発 症 日： 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (発症 0 日)

診 断 日： 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名：

医師氏名又は代表者氏名： _____ 印

学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項インフルエンザの出席停止期間は、『発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日 (乳幼児は 3 日) を経過するまで』とされています。

※ 気になる症状等がある場合は、再度かかりつけ医へ受診してください。

医師からの注意事項

この証明書は新型コロナウイルス感染症及びその他感染症を否定するものではありません。

(保護者記入)

インフルエンザ経過報告書

発症した日を 0 日として、そこから 5 日間 (計 6 日間) は登校 (園) できません。また、解熱剤を使わずに平熱 (37.4 度以下) となった日を解熱 0 日目とし、解熱剤を使わずに平熱 (37.4 度以下) で過ごせる日を 2 日間 (乳幼児は 3 日間) 経過するまでとされています。

発症日から	日時	午前測定時刻：体温				午後測定時刻：体温			
0 日目	月 日	午前	時	分：	度	午後	時	分：	度
1 日目	月 日	午前	時	分：	度	午後	時	分：	度
2 日目	月 日	午前	時	分：	度	午後	時	分：	度
3 日目	月 日	午前	時	分：	度	午後	時	分：	度
4 日目	月 日	午前	時	分：	度	午後	時	分：	度
5 日目	月 日	午前	時	分：	度	午後	時	分：	度
6 日目	月 日	午前	時	分：	度	午後	時	分：	度
7 日目	月 日	午前	時	分：	度	午後	時	分：	度
8 日目	月 日	午前	時	分：	度	午後	時	分：	度

学校長 (施設長) 様

上記のとおり発症から 5 日間を経過し、かつ、解熱後 2 日 (乳幼児は 3 日) を経過したので、登校 (園) させます。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____ 印

この日までには必ずお休みとなります。



登 園 許 可 書 (医師記入)

原保育園 園長 殿

児童名 _____
(年 月 日生)

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

	百日咳
	麻疹 (はしか)
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
	風疹 (三日はしか)
	水痘 (みずぼうそう)
	咽頭結膜熱 (プール熱)、アデノウイルス咽頭炎・扁桃炎
	結核
	溶連菌感染症
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)
	感染性胃腸炎 (ノロ、ロタ等)
	流行性角結膜炎
	マイコプラズマ肺炎 (異型肺炎)
	R S ウイルス感染症
	ヒトメタニューモウイルス感染症
	带状疱疹

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

____年 ____月 ____日から登園可能と判断します。

____年 ____月 ____日

病院名

医師名

印

※保護者の皆様へ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「登園許可書」を保育園に提出してください。

登 園（所）届（保護者記入）

原保育園 園長 殿

児童名 _____
(年 月 日生)

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

	手足口病
	ヘルパンギーナ

(医療機関名)

_____ (月 日受診) において上記と診断されました。

発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるようになりました
ので、 _____ 月 _____ 日から登園いたします。

令和 年 月 日

保護者名 _____

※保護者の皆様へ
保育者（園）・幼稚園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での
発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記
の感染症について、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園（所）届の記
入及び提出をお願いします。

症状での登園判断のめやす

感染症以外で体調が優れない時は、以下のめやすをもとに登園の判断としてください。

登園時は良好だった体調が保育中に急変し、登園不可になった場合、保護者の方にご連絡させていただきますので、お迎えをお願いします。

また、登園可であった場合でも、保育士の判断でお迎えをお願いすることがあります。

以下の登園判断のめやすは原保育園独自のものです。他児の状況や時期等を考慮し、お休みのお願いや、登園許可書の提出を

	登園不可	登園可
発熱	●活気・機嫌が悪く、食欲がない ●24 時間以内に 38 度以上あった ●24 時間以内に解熱剤を使った	●活気・機嫌も良く、食欲がある ●朝の時点で原則 37.5 度以下 ●咳・鼻水の症状は悪くなっていない
咳	●連続して咳き込む、呼吸がつかう ●機嫌が悪く、食欲もない	●連続した咳がない ●喘鳴やつかうような呼吸がない ●機嫌が良く食事摂れている
下痢	●24 時間以内に 2 回以上水様下痢あり ●食事毎に下痢になる	●24 時間以内に 2 回以上の水様下痢なし ●食事をしても下痢にならない ●排尿回数がいつも通り
嘔吐	●24 時間以内に 2 回以上の嘔吐あり ●食欲や活気がない	●24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がない ●食事をしても吐かない ●機嫌が良く顔色も良い
発疹	●発熱に伴って発疹がある ●口内炎で食事が摂れない ●伝染性膿痂疹（とびひ）・・・顔への発疹で患部を覆えない、患部を掻いてしまう、じくじくして他児に感染の恐れ	●かかりつけ医の診察を受けた結果、感染の恐れなし、全身状態が良いと診断された
外傷	●大きな傷等があり治療していない	●診察を受け、治療後、登園可能と判断された

くすりについて保護者へのお願い

呉市子育て施設課・原保育園

くすりの取り扱いをより安全にするため、次の事項にご協力をお願いします。

お子さんのくすりは、本来は保護者が登園して与えていただくものですが、緊急やむを得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者と保育園での話し合いのうえ、保育園の職員が保護者に代わって与えます。

この場合は、下部「くすりの連絡票」に必要事項を記載して保育園職員に手渡してください。（予備の用紙は保育園にあります。原保育園のホームページからダウンロードができます。）

- ・医師の診察を受けるときは、お子さんが保育園に通園していること、保育園では原則としてくすりの使用はできないことをお伝えください。
- ・くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局が調剤したものに限りま。
- （ぬりぐすりも同様）
- ・保護者の個人的な判断で持参したくすりは保育園としては対応できません。
- ・座薬の使用は行いません。
- ・慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の日常における与薬や処置については、保育所保育方針（厚生労働省）によって、子どもの主治医または屈託医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要とされています。

持参するくすりについて

- ① 医師が処方したくすりに必ず「くすりの連絡票」をつけてください。
- ② 服用するくすりは1回ずつ分けて、当日分のみ持参してください。
- ③ 袋や容器にお子さんの名前を記載してください。

キ リ ト リ

くすりの連絡票

原保育園

月	日（曜日）	園児名	（組）
保護者名		連絡先	
病院名			
病名（症状）			
薬の種類	粉薬・水薬・塗り薬・目薬・その他（ ）		
薬の内容	抗生物質・咳止め・下痢止め・風邪薬・外用薬（ ）		
服用する時間	給食前・給食後・時間指定（ 時頃）		
注意事項	あり（ ）・なし		
受領者サイン		与薬者サイン	
・くすりと連絡票を必ず保護者から職員に手渡ししてください。 ・必ず1回分だけお持ちください。袋や容器にも名前を書いてください。			

くすりの連絡票

原保育園

月	日（曜日）	園児名	（組）
保護者名		連絡先	
病院名			
病名（症状）			
薬の種類	粉薬・水薬・塗り薬・目薬・その他（ ）		
薬の内容	抗生物質・咳止め・下痢止め・風邪薬・外用薬（ ）		
服用する時間	給食前・給食後・時間指定（ 時頃）		
注意事項	あり（ ）・なし		
受領者サイン		与薬者サイン	
・くすりと連絡票を必ず保護者から職員に手渡ししてください。 ・必ず1回分だけお持ちください。袋や容器にも名前を書いてください。			

呉市病児・病後児保育のご案内

呉市病児・病後児保育とは、保護者の子育てと就労の両立支援の一貫として、病気または回復期にある児童を一時的に預けることができる事業です。

利用できる方

次のすべてにあてはまる児童です。

1. 呉市内に住所があり居住している児童
2. 呉市内の保育所（園）、幼稚園、小学校6年生までの児童
3. 病気又は回復期にあり、医療機関での入院は必要ないが、安静の確保に配慮する必要がある児童
4. 保護者の勤務の都合や、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的に、やむを得ない事情により家庭での保育が困難な児童

実施施設

■すこやか病児保育室（舟橋産婦人科併設）

呉市中通 2-2-9 TEL:0823-22-2784

■ほっぺ病児保育園（内科離宮併設）

呉市広大新開 1-4-19 TEL:0823-74-5250

料金

利用料 1日2,000円（減免制度あり）

食事 持参できます。また、1日500円（おやつ込み）で施設でもご用意できます。

利用時間 月曜日～土曜日（日曜日・祝日・年末年始・お盆は除く）

午前8時から午後6時まで

利用当日の持参物

保険証や母子健康手帳等、各実施施設によって異なります。各施設のホームページにてご確認ください。

利用手続き

【新規：初めて利用の方】

- ・呉市役所子育て施設課または各実施施設で事前に登録申請書を提出してください。（印鑑、健康保険証、母子健康手帳が必要）
- ・利用には各実施施設への予約が必要です。
- ・予約受付時間は、月曜日～土曜日（日曜日・祝日・年末年始・お盆は除く）午前8時から午後6時までです。
- ・利用日に利用申請書を各実施施設に提出してください。

【更新：引き続き利用する方】

登録申請書の期限は年度末です。新年度4月からの初回利用前に、再度登録が必要です。

令和 4 年 4 月 1 日

保護者の皆様

原保育園

独立行政法人日本スポーツ振興センター
災害共済給付制度への加入について

原保育園では、当園に在園する児童の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「振興センター」という）と災害共済給付契約を結んでいます。

振興センターの災害共済給付は、保育園の管理下において児童が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入者に際してはあらかじめ保護者の皆様の同意の下に、契約することになっています。

つきましては、振興センターの災害共済給付制度についてご理解いただくとともに、加入に同意していただき、同意書に記入の上、保育園に提出してください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく法令（政令、省令、通達等）に定められています。改正があった場合は、改正後の規定によりますが、令和 4 年 4 月 1 日現在、その主な内容は次のとおりです。

1 給付の種類と給付される場合

保育園の管理下で生じた事由による負傷、給食による中毒その他疾病（ガス中毒、溺水、熱中症、膝等による皮膚炎など法令の定めのあるもの）の医療費、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。

なお、保育園の管理下とは、次の場合をいいます。

- (1) 保育を受けている場合（園外保育中や遠足を含む）
- (2) 通常の経路及び方法により通園する場合（登降園中）

2 給付金額 [災害共済給付の給付基準は、法施行令第 3 条によります]

(1) 医療費

医療保険並みの療養に要する費用の 4 / 10（そのうち 1 / 10 の分は療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。

初診から治癒までの医療費総額（医療保険でいう 10 割分）が 5,000 円以上（医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院受診した場合、その 3 割分の 1,500 円以上を負担したもの）の場合が対象となります。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められています）に「療養に要する費用月額」の 1 / 10 を加算した額が給付されます。

(2) 障害見舞金

障害の程度に応じて、4,000 万円（1 級）から 88 万円（14 級）までが給付されます。

（通園中の場合は、2,000 万円から 44 万円まで）

(3) 死亡見舞金

3,000 万円が給付されます。

（運動などの行為と関連しない突然死及び通園中の場合は、1,500 万円）

3 給付基準額

- (1) 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- (2) 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
- (3) 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価格の限度において、給付を行わない場合があります。
- (4) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童に係る災害については、医療費の給付は行われません。

4 共済掛金（年額）

令和 4 年度共済掛金は、児童 1 人あたり 365 円です。

保護者負担額は 240 円です。（保育園負担額：125 円）